

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<b>目次</b>	<b>目次</b>
<b>第1章</b>	<b>第1章</b>
～ (略)	～ (略)
<b>第3章</b>	<b>第3章</b>
<b>第4章 付加機能</b>	<b>第4章 付加機能</b>
第20条 付加機能の提供	第20条 付加機能の提供
第21条 付加機能の利用の一時中断	第21条 付加機能の利用の一時中断
<b>第4章の2 回線相互接続</b>	<b>第4章の2 回線相互接続</b>
第21条の <u>2</u> 回線相互接続	第21条の <u>3</u> 回線相互接続
<b>第5章</b>	<b>第5章</b>
～ (略)	～ (略)
<b>第11章</b>	<b>第11章</b>
(付加機能の利用の一時中断)	(付加機能の利用の一時中断)
第21条 (略)	第21条 (略)
 <b>第4章の2 回線相互接続</b> (回線相互接続)	 <b>第4章の2 回線相互接続</b> (回線相互接続)
第21条の <u>2</u> 契約者は、その契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。	第21条の <u>3</u> 契約者は、その契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。
2	2
～ (略)	～ (略)
4	4

新旧対照

旧		新	
料金表 通則 (略)		料金表 通則 (略)	
第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）		第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）	
第1類 基本料金		第1類 基本料金	
第1 第1種サービスに関するもの		第1 第1種サービスに関するもの	
1 適用 (略)		1 適用 (略)	
2 料金額		2 料金額	
2-1 (略)		2-1 (略)	
2-2 (略)		2-2 (略)	
2-3 付加機能利用料		2-3 付加機能使用料	
区分	単位	料金額（月額）	料金額（月額）
(略)	(略)	(略)	(略)
特定番号通知機能	この機能を利用する契約者回線(着信課金機能の提供を受けているもの又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。)から行う通信について、その契約者回線の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等を着信先の契約者回線へ通知する機能	(略)	(略)
備考	<p>1 契約者は、協定事業者が付与する着信課金番号等に係る電気通信サービスの廃止又は着信課金番号等の変更があった場合は、この機能の廃止又は内容の変更を請求していただきます。</p> <p>2 1に定めるこの機能の廃止又は内容の変更の請求がなかったときは、着信先の契約者回線等に廃止された又は変更前の着信課金番号等が通知されます。</p> <p>3 当社は、1に定める請求がなく2の状態であることを知ったときは、この機能を廃止します。この場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。</p> <p>4 当社は、1に定める請求がなく2の状態であること及び当社がこの機能を廃止したことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p>		

## 新旧对照

## 新旧対照

旧				新			
(略)	(略)	(略)	(略)				
2-3 ~ (略) 2-5				(略)	(略)	(略)	(略)
				<p><u>4 当社は、1に定める請求がなく2の状態であること及び当社がこの機能を廃止したことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</u></p>			
				2-3 ~ (略) 2-5			
				<p>附 則（令和8年1月28日企営第155500000841号） この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。</p>			